

令和4年 天草市農業委員会第6回総会議事録

令和4年5月25日天草市役所本庁3階第3会議室に招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（13名）

1番	本田 実 君	2番	山下 和 弘 君
3番	金 棒 康 二 君	4番	淀 川 洋 一 君
5番	猪 原 真 滋 君	6番	中 村 三 千 人 君
7番	野 中 幸 廣 君	8番	平 岡 敬 則 君
9番	川 口 明 君	10番	富 崎 ます み 君
11番	黒 川 紀 世 子 君	12番	端 田 睦 子 君
13番	山 並 彰 一 郎 君		

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（0名）

な し

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（5名）

事務局長	上 原 和 之	係 長	松 本 馨
書 記	井 上 拓 海	書 記	浦 川 優 也
書 記	濱 朋 也		

4、議事日程

開 会

日程第1		議事録署名委員の指名について
日程第2	議第64号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第3	議第65号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
日程第4	議第66号	事業計画変更申請について
日程第5	議第67号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第6	議第68号	農業振興地域整備に係る農用地区域からの除外申請について
日程第7	議第69号	農業振興地域整備に係る農用地区域への編入申請について
日程第8	議第70号	農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
日程第9	議第71号	非農地証明書交付申請について
日程第10		報告事項について

閉会

開 議 14時30分

○事務局（上原和之君） ただいまから令和4年天草市農業委員会第6回総会を開会いたします。それでは本田会長からご挨拶をお願い致します。

○議長（本田実君） みなさんこんにちは。コロナウイルスに関して、天草市では少なくなったかと思えば、20名以上の感染者が報告される日もあります。農業委員の皆様は、3回目の予防接種がお済みだと思いますが、感染者の低年齢化やクラスターも所々で発生しております。どうか気を付けていただきながら農業委員会活動を行っていただければと思います。本日は3条が4件、4条が1件、5条が4件、事業計画変更が1件、利用権設定が41件、非農地が5件、さらに年に2回あります、農業振興地域からの除外が12件、編入が2件の合計70件の議案が提案されています。慎重なるご審議していただきながら進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○事務局（上原和之君） 本日は、すべての委員がご出席でございますので、総会は成立しておりますことをご報告いたします。それでは以降の議事の進行につきまして、会長にお願いいたします。

○議長（本田実君） これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） それでは、5番猪原委員、8番平岡委員を指名致します。

○議長（本田実君） 日程第2、議第64号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より1番について説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 資料②の1ページをご覧ください。1番について説明します。有明町の譲受人は有明町の譲渡人より、有明町の畑982㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した■■■■から■■■■へ約■■■■km、青色で着色した国道324号線の東側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の1ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には果樹を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 1番本田です。5月24日に山下政治推進委員と一緒に現地確認をして参りました。譲受人と譲渡人は親戚関係ということで、今度新たに譲り受けて作るということでした。譲渡人の方が、ご高齢で病気になられており、耕作が困難だそうです。写真を見て分かれる通り、手入れがされたデコポン畑を引き受けるということでございますので、何ら問題ないと思います。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 2番について説明します。新和町の譲受人は、熊本市の譲渡人より、新和町の田 3513 m²を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した■■■■■■■■■■から■■■■へ約■■■■km、青色で着色した県道本渡牛深線の東側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には野菜と水稻を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見ををお願い致します。

○6番（中村三千人君） 6番中村です。5月23日に池田最適化推進委員と現地の確認を致しました。譲渡人の方が遠方におられるということで、贈与をこれからするというのでした。何ら問題はないと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 3番について説明します。五和町の譲受人は五和町の譲渡人より、五和町の田 181 m²を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した■■■■■■■■■■から■■■■へ約■■■■km、青色で着色した県道本渡五和線の西側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○2番（山下和弘君） 2番山下です。5月21日に地元の小松山推進委員と現地の確認に行きました。スクリーンを見て頂ければわかる通り、以前からこの農地は譲受人が借りて耕作されていました。今回良い機会ということで、売買という形で取得するという事でした。事務局の説明の通り、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 4番について説明します。河浦町の譲受人は、河浦町の譲渡人より、河浦町の田385㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した■■■■から■■へ約■■km、青色で着色した国道389号線の東側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には水稻を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○7番（野中幸廣君） 7番野中です。5月21日に小林最適化推進委員と現地の確認を致しました。以前、隣の許可申請をされていました。今回すぐ隣ということで、申請をされたのだろうと思います。何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（本田実君） 日程第3、議第65号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。事務局より1番について説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 資料②の2ページをご覧ください。1番について説明します。転用者

は天草町の個人で、天草町の畑 367.5 m²を個人住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した■■■■から■■■へ約■■■km、青色で着色した国道 389 号線の西側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は現在の住まいが土砂災害特別警戒区域内にあるため、住宅 1 棟、駐車場 3 台、転回スペース、庭として整備し利用する計画です。資料③の 2 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に造成済みのため、始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○9 番（川口明君） 9 番川口です。5 月 23 日に松本推進委員さんと現地確認を行いました。

ただいま事務局から説明があった通り、ここに始末書も添付されておりますので、特に問題はないと思います。ご審議方よろしくお願い致します。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（本田実君） 日程第 4、議第 66 号、事業計画変更申請についてを議題とします。それでは事務局より関連する 5 条申請とまとめて説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 資料②の 3 ページと 4 ページをご覧ください。事業計画変更 1 番と 5 条 2 番について内容が同じであるため、まとめて説明します。この案件は令和 3 年 6 月 29 日付けで農地法第 5 条第 1 項の規定による許可を受けたもので、事業を承継したいというものです。申請事由につきましては、当初、事業計画に基づき、造成工事まで完了したが、ウクライナ情勢による物価上昇・新型コロナウイルスによる資材不足により、計画を断念することになった。承継者は、共同住宅事業を行う敷地を必要としており、計画通り遂行できる資金及び資材があるため、今回申請されました。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した■■■■から■■■へ約■■■km、青色で着色した国道 324 号線の東側にある農地です。申請地は都市計画区域の用途地域に位置する第 3 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現

地の動画です。土地利用計画の内容は、共同住宅としての需要が見込まれるため、住宅1棟、駐車場23台、転回スペース、公園として整備し利用する計画です。資料③の4ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、譲渡人より今後は先を見据えた事業計画を立てる旨の宣誓書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は承認することに決定致します。

○議長（本田実君） 日程第5、議第67号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。事務局より1番について説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 資料②の4ページをご覧ください。1番について説明します。転用者は志柿町の個人外1名で、志柿町の田272㎡に使用貸借権を設定し、個人住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した■■■■から■■■■へ約■■■■km、青色で着色した国道324号線の南側にある農地です。申請地は、概ね10ha以上の広がりのある第1種農地です。第1種農地は原則として許可できませんが、集落に接続しているため、例外的に許可することが可能となっております。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、現在の住まいが手狭で不便なため、住宅1棟、駐車場2台、庭として整備し、利用する計画です。資料③の3ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○11番（黒川紀世子君） 11番黒川です。5月21日に現地確認に行きました。ただいま事務局から説明があった通り、住宅地のすぐ近くの農地となっております。特段問題はないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 3番について説明します。この案件は、令和3年10月に農用地区域からの除外申請があり、令和3年天草市農業委員会第11回総会において許可見込みありと判断され、令和4年4月に除外されたものです。転用者は中村町の個人で、五和町の畑3,907㎡を売買により取得し、植林をする案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した■■■■■■■■■■から■■■■へ約■■■■km、青色で着色した国道324号線の西側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次も現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、農地として管理することが難しく、観賞用として植林したいため、杉400本、桜・梅30本を植林する計画です。資料③の5ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、すでに一部植林済みのため譲渡人より始末書が提出されています。この案件は転用面積が3,000㎡を超えるため、許可相当の判断を頂いた場合、来月開催される熊本県常設審議委員会に諮問する予定です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○2番（山下和弘君） 2番山下です。5月21日に地元の原田推進委員と現地確認に行ってきました。ただいま事務局から説明があった通りです。譲渡人が遠方にいるということで、作業が大変だということで今回売買に至ったとの事でした。譲受人も許可をいただければ、手を加えていきたいとのことだったので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 資料②の5ページをご覧ください。4番について説明します。転用者は五和町の個人で、五和町の畑2,382㎡を売買により取得し、資材倉庫及び資材置場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した■■■■■■■■■■から■■■■へ約■■■■km、青色で着色した県道坂瀬川鬼池港線の南側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次

が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、建築業を営んでおり、資材置場が必要なため、資材倉庫4棟、資材置場、通路として整備し利用する計画です。資料③の6ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、すでに施工済みのため譲渡人より始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○2番（山下和弘君） 2番山下です。5月21日に小松山推進委員と現地確認に行きました。先ほど事務局から説明があった通りです。譲受人は、譲渡人のご主人へ弟子入りされて、修行を積み、独立をし、現在建築業をしておられます。譲渡人のご主人が5年ほど前に亡くなられて、今までは譲受人が倉庫を借りられていましたが、今回売買ということで、話があり、このような申請に至ったとのこと。始末書も出されております。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（本田実君） 日程第6、議第68号、農業振興地域整備計画に係る農用地区域からの除外申請についてを議題とします。それでは1番から事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 審議に入る前に資料⑤の「農振除外に係る審議スケジュール」をご覧ください。初めての農業委員さんもいらっしゃいますので、審議のスケジュールを事務局から説明いたします。まず始めに、農振農用地とは、簡単にいえば「農地として守るべき農地」です。その農振農用地から外したい、または農振農用地にしたいという申請を1年間に2回農業振興課で受付をしております。今回の申請は、令和3年11月から令和4年4月に受付した申請です。そして、農業振興課から農業委員会に審議依頼があり、5月総会で審議を諮る形になります。その後、許可見込みありの場合、農業振興課で①から⑤の協議等が約半年かかります。許可見込みなしの場合は、農業振興課で、申請から外すということになります。ここで※印を確認していただければ、分かりますが、農業委員会が今回許可の見込みありと意見を出したあとでも、この半年間の協議等で除外・編入できない場合があります。⑤の公告があったもので、農振農用地から外したいという除外のみが、令和4年10月以降

の農業委員会総会の、4条・5条申請として再度あがってきます。そこで、許可か不許可かを農業委員会で判断するということになります。以上です。

○事務局(濱朋也君) それでは審議に入らせていただきます。資料②の6ページをご覧ください。1番について説明します。申請者は熊本市の個人で、栖本町の田2,562㎡に植林をする案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した■■■■から■■■■へ約■■■■km、青色で着色した県道松島馬場線の東側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、農地として管理することが難しいため、植林をする計画です。次が農振農用地を表している航空写真になります。次が除外後の農地区分になります。除外後の農地区分は概ね10ha未満の広がりのある第2種農地になり、農地法許可基準に適合する見通しです。以上です。

○議長(本田実君) ただ今説明がありました、本件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は許可の見込みありと決定致します。次に2番について事務局より説明をお願いします。

○事務局(濱朋也君) 2番について説明します。申請者は宇城市の個人で下浦町の畑424㎡に植林をする案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した■■■■から■■■■へ約■■■■km、青色で着色した国道266号線の東側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、農地として管理することが難しいため、植林をする計画です。次が農振農用地を表している航空写真になります。次が除外後の農地区分です。除外後の農地区分は概ね10ha未満の広がりのある第2種農地になり、農地法許可基準に適合する見通しです。なお、既に植林済みのため、始末書が提出されています。以上です。

○議長(本田実君) ただ今説明がありました、本件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は許可の見込みありと決定致します。次に3番について事務局より説明をお願いします。

○事務局(濱朋也君) 3番について説明します。申請者は本渡町の個人で楠浦町の田1,641㎡を重機置場及び駐車場にする案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した■■■■から■■■■へ約■■■■km、青色で着色した国道266号線の南側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、現在の重機置場及び駐車場が手狭なため、重機置場及び駐車場を拡張する計画です。次が農振農用地を表している航空写真になります。次が除外後の農地区分です。除外後の農地区分は概ね10ha以上の広がりのある区域内にある第1種農地となりますが、既存施設の拡張のため、農地法許可基準に適合する見通しです。以上です。

○議長(本田実君) ただ今説明がありました、本件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は許可の見込みありと決定致します。次に4番について事務局より説明をお願いします。

○事務局(濱朋也君) 4番について説明します。申請者は五和町の個人で五和町の畑413㎡を個人住宅にする案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した■■■■から■■■■へ約■■■■km、青色で着色した県道本渡五和線の西側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、現在の住まいが不便なため、個人住宅とする計画です。次が農振農用地を表している航空写真になります。次が除外後の農地区分です。除外後の農地区分は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地になり、農地法許可基準に適合する見通しです。なお、すでに造成済みのため始末書が提出されています。以上です。

○議長(本田実君) ただ今説明がありました、本件につきまして、質疑はありませんか。

○2番(山下和弘君) 2番山下です。この案件ですが、近隣の方からの相談があり、現地に行きましたが、すでに造成がされており驚きました。申請者の方に、本来は許可が出た後でないといけない事を注意しました。その後事務局の方にも現地に来ていただきました。同様の注意をしていただいた後に、ここまで造成しているのでどうにかできませんかということをお願い、私も何か方法はないかを尋ねました。そうしたところ事務局の方から、非農地申請が出てくれば、農地の広がり分断され、除外及び許可の見込みがあることを教えていただきました。前月の4月時点で非農地証明による広がり分断は完了しております。また、最

後の写真は、5月21日の地元の小松山推進委員と現地確認に行ってきたところですが、土砂が雨で下の方へ流れていくということで、左側の部分に若干のブロックが積んでありました。業者さんの方にもこれ以上の工事の進行はやめてくださいというのを、強く言ってきました。始末書も出ておりますので、ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました、本件につきまして、質疑はありませんか。

○7番（野中幸廣君） 7番野中です。地番の面積が、2580㎡のうち、413㎡となっておりますが、写真の赤枠は、413㎡で間違いはないでしょうか。

○事務局（浦川優也君） はい、間違いございません。

○7番（野中幸廣君） 分かりました。

○議長（本田実君） 他にありませんか。

○2番（山下和弘君） 2番山下です。もう一つよろしいでしょうか。まず、この地域に農業振興地域があります。また、1種農地ということで、この集落には35軒ほどあるようです。昭和47年のミカンを育て始めてからずっとミカンを作ってこられた地域です。他の地域でも同じと思いますが、高齢化、後継者不足でどんどん荒地が増えてきています。現在、専業農業者と言われている方はこの集落では2人、そのうち後継者がおられるのは1人です。先ほども言いましたが、ここ以外の皆様の地域もこのようなところは天草でもどんどん増えてきていると思ひます。どうにか現状の農業振興地域の見直しや農地の広がりを見直しということではできないのでしょうか。

○事務局（松本馨君） ただいま山下委員さんから話がありましたが、農業振興地域からの除外については、農業振興課が担当となります。話の内容としましては、この地域でも、高齢化や後継者不足で農業を引退される方が増えてきて、山林のような農地がでてきているというようなことかと思ひております。そのような所は、非農地申請や除外申請をしながら、全体の見直しをするというようなことで、農業振興課で5年に1回見直しをします。その見直しの中で、そのような農地を外していくことで進めていくことになるかと思ひます。農振協議会では会長が本田会長でございますので、そこのところは、農業振興課側で、5年に1度はずしていき、少しずつ該当する状態になれば、減らしていくような形になってくると思ひます。以上です。

○2番（山下和弘君） わかりました。

○議長（本田実君） ただいま事務局から説明がありましたが、2年ほど前ですかね。そのような農地については、有明では特に田んぼよりも樹園地が多いです。なので、そのような相談については、私でもいいですが、事務局に相談をしていただければ、農業振興課とも協議が

出来ると思います。農地としての利用が難しく、はずさなければいけないところは、はずさなくてはなりません。そして補助金をもらって、造成したところが農業振興地域に入っているものですから、そのことは自分の地区でないとわからないものですから、そういった実例は挙げていただければなあと思っています。その都度、見直しを図りながらやっていきたいと思っています。どうしても現在、耕作放棄地が増えてきておりますので、農業委員の皆さんや最適化推進委員の皆さんの協力を得ながら除外していければ幸いかなと考えています。そして、この件については、年に2回だけしかできないわけですから、5年に1回の時は大幅に見直しできますから、そのようなときに協議にかけていきたいと考えております。

○議長(本田実君) ただいま説明及び意見がありました、本件につきまして他に質疑はないですか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は許可の見込みありと決定致します。次に5番について事務局より説明をお願いします。

○事務局(濱朋也君) 5番について説明します。申請者は五和町の個人で五和町の畑465㎡を駐車場にする案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した■■■■から■■■■へ約■■■■km、青色で着色した国道324号線の東側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、経営する会社の駐車スペースが不足しているため、社員の駐車場とする計画です。次が農振農用地を表している航空写真になります。次が除外後の農地区分です。除外後の農地区分は概ね10ha未満の広がりのある第2種農地になり、農地法許可基準に適合する見通しです。なお、すでに造成済みのため始末書が提出されています。また、この除外案件は、令和3年11月に5条申請で転用許可がされた農地のすぐ隣の農地となります。その時にすでに転用済みだったため、転用申請する旨の誓約書を提出してもらっていました。農振農用地に該当していたため、今回除外申請をされたという経緯があります。以上です。

○2番(山下和弘君) 2番山下です。ここも5月21日に原田推進委員と現地を見て参りました。先ほど事務局から説明があった通り、誓約書も出されて、今回除外申請が出されています。始末書も出ておりますので、許可見込みをいただければと思います。以上です。

○議長(本田実君) ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は許可の見込みありと決定致します。次に6番について事務局より説明をお願いします。

○事務局(濱朋也君) 6番について説明します。申請者は本町の個人で本町の田347㎡を個人住宅にする案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した■■■■■■■■■■から■■へ約■■km、青色で着色した県道本渡芥北線の南側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地計画の内容は、現在の住まいが手狭で不便なため個人住宅にする計画です。次が農振農用地を表している航空写真になります。次が除外後の農地区分です。除外後の農地区分は概ね10ha未満の広がりのある第2種農地になり、農地法許可基準に適合する見通しです。以上です。

○議長(本田実君) ただ今説明がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は許可の見込みありと決定致します。次に7番について事務局より説明をお願いします。

○事務局(浦川優也君) 7番について説明します。申請者は本町の法人で本町の田1,578㎡を■■■■■■■■■■にする案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した■■■■■■■■■■から■■へ約■■km、青色で着色した県道本渡芥北線の南側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地計画の内容は、事業拡大のため、■■■■■■■■■■及び公園・運動場にする計画です。次が農振農用地を表している航空写真になります。次が除外後の農地区分です。除外後の農地区分は概ね10ha未満の広がりのある第2種農地になり、農地法許可基準に適合する見通しです。以上です。

○議長(本田実君) ただ今説明がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は許可の見込みありと決定致します。次に

8 番について事務局より説明をお願いします。

○事務局(浦川優也君) 8 番について説明します。申請者は亀場町の個人で亀場町の畑 518 m²を個人住宅にする案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した[]から[]へ約 []km、青色で着色した国道 266 号線の北側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地計画の内容は、現在の住まいが手狭で不便なため、個人住宅にする計画です。次が農振農用地を表している航空写真になります。次が除外後の農地区分です。除外後の農地区分は概ね 10ha 未満の広がりのある第 2 種農地になり、農地法許可基準に適合する見通しです。なお、すでに一部転用済みのため、始末書が提出されています。以上です。

○議長(本田実君) ただ今説明がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。
(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。
(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は許可の見込みありと決定致します。次に 9 番について事務局より説明をお願いします。

○事務局(浦川優也君) 9 番について説明します。申請者は伊宇土町の個人で亀場町の畑 623 m²を個人住宅にする案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した[]から[]へ約 []km、青色で着色した国道 266 号線の北側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地計画の内容は、現在の住まいが土砂災害警戒区域にあたるため、個人住宅にする計画です。次が農振農用地を表している航空写真になります。次が除外後の農地区分です。除外後の農地区分は概ね 10ha 未満の広がりのある第 2 種農地になり、農地法許可基準に適合する見通しです。以上です。

○議長(本田実君) ただ今説明がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。
(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。
(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は許可の見込みありと決定致します。次に 10 番について事務局より説明をお願いします。

○事務局(浦川優也君) 10 番について説明します。申請者は京都府の法人で、河浦町の田 1,618 m²を太陽光発電施設にする案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色

部分です。黄色で着色した[]から[]へ約[]km、青色で着色した国道 266 号線の西側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置図になります。次が排水図です。次が現地の動画です。土地計画の内容は、太陽光発電設備を設置し売電収入を得たいため、太陽光発電施設にする計画です。次が農振農用地を表している航空写真になります。次が除外後の農地区分です。除外後の農地区分は概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地になり、農地法許可基準に適合する見通しです。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。
（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。
（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は許可の見込みありと決定致します。次に 11 番について事務局より説明をお願いします。

○事務局（浦川優也君） 11 番について説明します。申請者は楠浦町の個人で、本渡町の田 709 m²を宅地分譲する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色したから[]から[]へ約[]km、青色で着色した国道 324 号線の西側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地計画の内容は、宅地分譲 2 区画として需要が見込まれるため、特定建築条件付きの宅地分譲にする計画です。次が農振農用地を表している航空写真になります。次が除外後の農地区分です。除外後の農地区分は概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地になり、農地法許可基準に適合する見通しです。なお、2 種農地の場合、宅地分譲のような土地の造成を目的とした農地転用は原則認めておりません。しかし、農業委員会の許可後おおむね 3 ヶ月以内に区画すべての建築請負契約を締結すること、締結しなかった場合は、売買契約を解除することが契約書に規定されていること、すべてを販売できなかった場合は、転用事業者自ら住宅を建設すること、この 3 つが満たされる場合、認めることができます。その 3 つのことを約束した、確約書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。
（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。
（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は許可の見込みありと決定致します。次に

12 番について事務局より説明をお願いします。

○事務局(浦川優也君) 12 番について説明します。申請者は熊本市の個人で、久玉町の田 258 m²を駐車場及び農業用倉庫にする案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した■■■■から■■へ約■■km、青色で着色した国道 266 号線の西側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地計画の内容は、駐車スペース及び農機具保管場所が不足しているため、駐車場及び農業用倉庫にする計画です。次が農振農用地を表している航空写真になります。次が除外後の農地区分です。除外後の農地区分は概ね 10ha 未満の広りの区域内にある第 2 種農地になり、農地法許可基準に適合する見通しです。なお、すでに施工済みのため始末書が提出されています。以上です。

○議長(本田実君) ただ今説明がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。
(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。
(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は許可の見込みありと決定致します。

○議長(本田実君) 日程第 7、議題 69 号、農業振興地域整備計画に係る農用地区域への編入申請についてを議題と致します。それでは 1 番から事務局よりまとめて説明をお願い致します。

○事務局(濱朋也君) 資料②の 7 ページをご覧ください。1 番について説明します。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した■■■■から■■と■■へ約■■kmと■■km、青色で着色した国道 266 号線の東側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が編入する申請地周辺の農振農用地を表している航空写真です。次に 2 番について説明します。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した■■■■から■■へ約■■km、青色で着色した国道 266 号線の東側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が編入する申請地周辺の農振農用地を表している航空写真です。1 番と 2 番は多面的機能支払制度に加入するため、農用地区域の編入をするというものです。以上です。

○議長(本田実君) ただいま説明がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。
(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。
(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は異議なしと決定致します。

○議長（本田実君） 日程第 8、議第 70 号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてを議題とします。それでは事務局より一括で説明をお願い致します。

○事務局（井上拓海君） 資料②の 8 ページをご覧ください。農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について説明します。所有権移転の計画が 1 件、利用権の新規設定の計画が 22 件、再設定が 18 件、合計 41 件で、筆数 81 筆、総面積が 114,697 m²となっております。なお、8 ページの所有権移転の計画（1 件）につきましては、熊本県農業公社が神奈川県個人より新和町小宮地の田 6,498 m²を売買により取得する計画でございます。以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人並びに農地所有適格法人以外の法人であり、資料③の 7 ページの審査資料の利用権の設定等を受ける者の備えるべき各要件を全て満たしております。以上です。

○議長（本田実君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は計画のとおり決定いたします。

○議長（本田実君） 日程第 9、議第 71 号、非農地証明書交付申請書についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 非農地証明書交付申請件数は、本渡地域が 2 件、新和地域が 1 件、五和地域が 1 件、天草地域が 1 件の計 5 件です。筆数は全体 20 筆、面積は 22,626 m²となっております。現地確認を実施し、資料③の 8 ページの「農地に該当するか否かの判断基準」に照らし、事務局で現地確認を実施し、判断した現況を参考までに資料②の 30 ページの現況欄に表示しております。それでは、スクリーンをご覧ください。1 番から 9 番の地図です。黄色で着色した■■■■から■■■と■■へ約■■■kmと■■■km、■■■kmのところにあります。次が航空写真です。全部で 4 枚あります。2 枚目です。3 枚目です。4 枚目です。次が現地の写真になります。全部で 6 枚あります。2 枚目です。3 枚目です。4 枚目です。こちらは農地と判断しました。5 枚目です。6 枚目です。次が 10 番から 15 番の地図です。黄色で着色した■■■■から■■■へ約■■■と■■■km、■■■kmのところにあります。次が現地の航空写真です。全部で 2 枚あります。2 枚目です。次が現地の写真です。全部で 6 枚あります。2 枚目です。3 枚目です。4 枚目です。5 枚目です。こちらは現況が原野と判断しました。6 枚目です。次に 16 番の地図です。黄色で着色した■■■■から■■■

へ約■kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。こちらは現況が原野と判断しました。次が17番の地図です。黄色で着色した■■■■から■へ約■kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が18番から20番の地図です。黄色で着色した■■■■から■■と■■へ約■kmと■km、■■■kmのところにあります。次が現地の航空写真です。全部で3枚あります。2枚目です。3枚目です。次が現地の写真になります。全部で3枚あります。2枚目です。3枚目です。以上です。

○議長（本田実君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして再度確認いたします。7番については事務局から農地という判断が出ております。7番以外の1番から9番は非農地という判断です。意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、7番を農地、それ以外を非農地と認定致します。

○議長（本田実君） 10番から15番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（本田実君） 16番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（本田実君） 17番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（本田実君） 18番から20番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（本田実君） 日程第 10、報告事項について事務局よりお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 資料②の 31 ページをご覧ください。農地利用・形状変更届は 4 件、
全て田を畑に変更したいというものでした。第 4 条・5 条の許可不要転用届はありませんで
した。以上です。

○議長（本田実君） これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しまし
た。これをもちまして、令和 4 年天草市農業委員会第 6 回総会を閉会致します。

16 時 00 分 閉 会

天草市農業委員会総会会議規則第 17 条第 2 項の規定により署名する。

会 長 本田実

審名委員 猪原真澄

署名委員 平岡敬野